

同一労働・同一賃金を求めて闘う

契約社員高橋さんを支援する会への入会の依頼

代表 岩見 千丈
連絡先 090-5181-1072
kyoseiui@yahoo.co.jp

警備会社システムの東北支社水沢営業所で10年間事務担当の契約社員として働いてきた高橋さんが、同一労働同一賃金を求めて立ち上がり、2022年1月12日、盛岡地裁水沢支部への提訴になりました。

同一労働同一賃金は、労働者の当然の権利にならなければなりません。しかし、法律上、パート有期労働法で定められていても、運用は不安定で、労働契約法20条裁判でいうと、最高裁でも認められた例(日本郵便事件)や認められなかった例(メトロコマース事件や大阪医科薬科大学事件)が混在しています。また、ひどいことには、現状では契約社員が無期転換になった場合は同一労働同一賃金を認める法律がないため、無期転換になることを躊躇する事態まであります。

高橋さんの闘いは、これらの「同一労働同一賃金」をめぐる不十分な現状を訴え、契約社員の置かれている差別的な状況を変えていくうえでも大きな力になると確信します。

私たちはこのたび高橋さんの闘いを支援するための会を立ち上げることにしました。会的主旨にご賛同いただき、入会を検討していただきたく思っております。賛同される場合は下記にご記入の上、入会をお願いいたします。会費は活動や会報の作成・郵送等に使用させていただきます。振り込みをされる場合は、下記あてにお願い致します。

—入会時のみ納金していただき、毎年納金するものではありません—

入会金 ・団体1口3000円（何口でも） ・個人1口1000円（何口でも）

① 集会などで直接入会される方 下記の事項を記載願います。

同一労働・同一賃金を求めて闘う「契約社員」高橋さんを支援する会に入会します。
(入会金の口数 口)

お名前又は団体名

お名前公表の可否に○印（可 不可）

ご住所

可能な方は連絡先電話番号を記入ください

② 記号番号が印刷された赤色の振り込み用紙で入会される方 赤色の指定振込用紙に必要な事項を記載し送金して入会します。赤色の振込用紙の場合で通帳からの振込みの場合、手数料がかかりません。現金の振り込みの場合、110円の手数料がかかります。

③ 赤色の振込用紙がない場合、郵便局にある青色の振込用紙で送金して入会願います。

青色の場合、「記号番号 00150-6-393222 加入者 高橋さんを支援する会」とご記入ください。通帳からの振込みの場合、手数料が152円、現金の振り込みの場合、262円です。